

埼玉県環境みらい資金融資のご案内

* 民間事業者の方が公害防止対策などの環境問題に取り組むために必要な設備等資金について、金融機関からの調達を県が支援する事業です。

ご融資の対象となる経費

- 汚水処理施設
- 汚染土壌処理経費(調査費を含む)
- 汚染地下水処理施設(調査費を含む)
- ばい煙排出抑制施設
- 有害大気汚染物質等排出抑制施設
- 県条例に規定する炭化水素類排出抑制施設
- 騒音防止施設
- 粉じん防止施設
- 悪臭防止施設
- 振動防止施設
- 地盤沈下防止対策として上水道等に転換するための施設

* このほか、事業系廃棄物処理施設の整備に要する経費や産業廃棄物の適正処理に要する経費、及び<温室効果ガス排出量削減対策経費>(高効率省エネルギー設備費)なども対象となります。

各施設を設置するために必要な次の経費が対象となります。

- ・敷地の拡充に必要な土地の取得
- ・造成及び建物の解体、整備
- ・その他当該施設の付属施設の整備に要する経費で、公害防止上適当と認められるもの

ご融資の対象となる方

中小企業信用保険法に基づく中小企業、個人事業者で次の要件にすべて該当する方が対象となります。

- <要件1> 県内に融資対象となる事業所を有し、引き続き1年以上同一事業を営んでいる方
- <要件2> 信用保証対象業種を営んでいる方
- <要件3> 税金を滞納していない方
- <要件4> 事業に必要な許認可、登録等を受けている方

<要件1>に関して
県外から本県に全部移転した方は県外での実績を含みます。

<要件2>に関して
農林漁業、金融・保険業、遊興娯楽業、風俗営業飲食業、非営利団体等は対象となりません。

ご融資の条件

融資限度額・融資割合	1億5,000万円 融資割合は対象経費の100%以内(10万円未満切捨て)
返済期間	融資額3,000万円超の場合は10年以内、3,000万円以内の場合は7年以内
返済方法	1年以内据置 元金均等月賦償還
取扱金融機関	銀行、信用金庫、信用組合、商工組合中央金庫の県内本・支店
信用保証	取扱金融機関との協議により、必要に応じて埼玉県信用保証協会の信用保証を付します。この場合、融資利率は()内の適用となりますが、別途信用保証料が必要となります。
担保・保証人	取扱金融機関(埼玉県信用保証協会)と協議して定めていただきます。

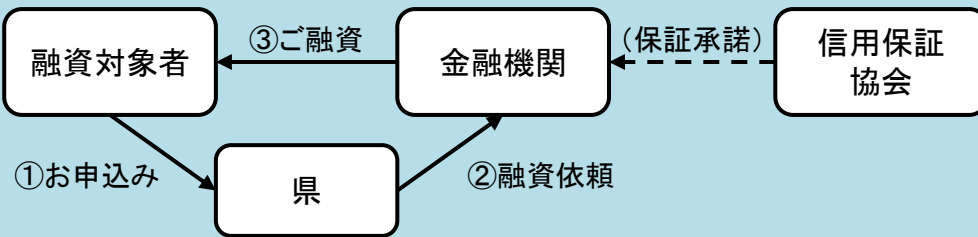
融資利率 [公害防止対策経費]

平成26年3月31日まで
年**1.55(1.25)%**・固定

平成26年4月1日から(予定)
年**1.38(1.08)%**・固定

(注1) 融資利率は金融情勢により変更になることがあります。(注2) 県の認定審査、金融機関(信用保証協会)の融資審査の結果によっては、ご希望に添えない場合もありますので予めご了承ください。

ご融資までのながれ



※ご融資以後の返済状況に応じて県から取扱金融機関に利子補給をします。これにより低利率の融資をご案内しています。

お申込みは

県温暖化対策課

又は

地元の商工会・
商工会議所

で受け付けます。

※工事完了前、かつ、お支払い前までに、県の融資認定、金融機関の融資実行が必要となります。

(注1) 審査には時間を要しますので余裕をもってお申し込みください。
(注2) 予算額を超過する恐れがある場合には、年度途中であってもお申込できない場合がありますので予めご了承ください。

お申込みに必要な書類

※下記のほか、必要に応じて別途書類を提出していただく場合があります。

1	借入申込書	原本3部(すべて押印)	県HPからダウンロードできます。
2	登記事項証明書	原本1部、写し2部	発行後3カ月以内のもの
3	前期の決算書(内訳書全頁を含む。)の写し	1部	個人事業者は確定申告書・決算書
4	納税証明書(法人事業税又は個人事業税)	原本1部、写し2部	発行後3カ月以内のもの
5	事業実施に必要な行政機関からの許可書・届出の受理書等の写し	3部	必要と認める場合のみ
6	工事見積書	原本1部、写し2部	発行後3カ月以内のもの
7	図面、カタログ	3部	融資対象工事に関するもの
8	融資対象施設の行政機関からの許可書・届出の受理書等の写し	3部	必要と認める場合のみ
9	行政機関からの勧告書・指導書等の写し	3部	該当ある場合のみ

*** ご注意ください**
＜水質汚濁防止法に基づく届出＞との関連

有害物質使用特定施設等の新設・増設、または既設の特定施設等の構造等の変更で、水質汚濁防止法上、届出対象とされる場合は、当該届出の受理書の写しが申込時に必要となります。

その他の留意事項

次のような場合は、融資対象となりませんのでご注意ください。

- ・設置に必要な許可等を受けていない設備
- ・申込時において支払済、設置済の設備
- ・県外に設置する設備
- ・公害の発生するおそれのある設備
- ・公害発生者以外の者が公害発生者のために整備する経費 など

(問い合わせ先) 埼玉県環境部温暖化対策課 計画制度・排出量取引担当

住所 埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1 電話 048-830-3021 FAX 048-830-4777 E-mail a3030-03@pref.saitama.lg.jp

県HP <http://www.pref.saitama.lg.jp/site/miraishikin/>